

観音寺市新統合型内部情報システム
構築及び保守業務委託に係る評価基準

令和8年7月

観音寺市政策部企画課

観音寺市新統合型内部情報システム構築及び保守業務委託に係る評価基準

事業者の選定に当たっては、個別機能評価と審査員評価を行い、それぞれの合計点により、委託業者を決定する。

1 個別機能評価

(1) 観音寺市新統合型内部情報システム機能仕様書（以下「機能仕様書」という。）の回答内容を、各項目について以下の配点により、事業者ごとの点数評価を行う。

実現可否等		システム 全般	統合基盤 システム	データ 移行	過年度 データ	財務会計 システム	文書管理 システム	電子 決裁
可	標準機能で 実現可能	1.0 点	1.0 点	1.0 点	1.0 点	1.0 点	1.0 点	1.0 点
A	カスタマイ ズ等の条件 付きで実現 可能	0.5 点	0.5 点	0.5 点	0.5 点	0.5 点	0.5 点	0.5 点
B	代替手段に より実現可 能	0.3 点	0.3 点	0.3 点	0.3 点	0.3 点	0.3 点	0.3 点
C	コスト的に 実現不可	0.2 点	0.2 点	0.2 点	0.2 点	0.2 点	0.2 点	0.2 点
否	実現不可	0.0 点	0.0 点	0.0 点	0.0 点	0.0 点	0.0 点	0.0 点

(2) システム全般要求項目 29 項目：各 1 点、統合基盤システム要求項目：40 項目：各 1 点、データ移行要求項目：23 項目：各 1 点、過年度データ要求項目：14 項目：各 1 点、財務会計システム要求項目 594 項目：各 1 点、文書管理システム要求項目 476 項目：各 1 点、電子決裁要求項目 52 項目：各 1 点、合計 1,228 点とし、1,100 点に按分する（小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを算出）。

$$\text{個別機能評価点} = \text{得点合計} \div 1,228 \times 1,100$$

2 審査員評価

(1) 提案書及びプレゼンテーションに基づき、以下の項目による評価を行う。

ア 事業者及び提案パッケージ

- ・会社の沿革、財務諸表等より事業者としての信頼性・将来性が十分であるか。
- ・同規模自治体への構築実績、運用保守実績があるか。

- ・提案するパッケージのコンセプトや特徴が本市にとって有益か。

イ システム障害対応

- ・業務継続性及びシステム品質の確保が十分に期待できるか。
- ・システム障害が発生した時、迅速な復旧対応が可能か。
- ・営業所または保守事業者の所在地が本市近郊（香川県内または車移動1時間程度圏内）にあるか。
- ・バックアップ等を行うことで障害復旧時に速やかなシステム再開が可能か。

ウ セキュリティ対策・安全性

- ・セキュリティ対策について具体的かつ的確な提案であるか。
- ・システムログインには不正使用を防止する対策を講じているか。
- ・無停電電源装置を実装する等の安定的かつ継続的なシステム稼働のため対策がとられているか。

エ 新システムへの移行計画

- ・稼働に向けて安全なスケジュール計画であるか。
- ・事業者と本市の役割分担が明確であり、かつ職員に負担の少ない分担であるか。
- ・検証等で職員の作業負荷軽減を図る対応策が提示されているか。
- ・システムに対する教育・研修計画がされているか。

オ システムの操作性

- ・プルダウンメニューや複写機能等、職員の画面入力における作業負荷の軽減が図られているか。
- ・画面表示が見やすく、画面遷移がスムーズであるか。
- ・年度切替時における職員業務負担の軽減が考慮されているか。
- ・システム全体の操作性に優れ、事務作業の効率化が図られているか。

カ システムの拡張性・法改正対応

- ・制度改正（法令・規則等の改正）や組織改正への対応は可能か。
- ・継続的な法改正対応（決算統計等）については、開発部門から保守で修正モジュールが提供されるシステムとなっているか。

キ データ移行

- ・データ移行の手順や考え方が現実的であり、かつデータ移行の重要性を十分に理解しているか。

- ・各システムにて必要な情報は全て移行されているか。
- ・データ移行に対し、職員が介在する調査などの作業を極力少なくし、職員作業の負担軽減が図られた内容となっているか。
- ・新システムから過年度データを参照することができるか。

ク 提案における創意

- ・機能仕様書の機能要件以外でも創意を凝らした提案があり、当市の導入目的の達成や住民サービス向上に有効であるか。

ケ プレゼンテーション・ヒアリング

- ・業務の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。
- ・当市の実情に即し、適格性、実現性、独創性のある提案がなされているか。
- ・本業務に対する取組意欲やコミュニケーション能力は十分か。
- ・要点がまとめられ、説明がわかりやすいか。

コ システム導入価格及び保守価格

- ・5年間の賃借料及び保守料の見積金額の総額を基に審査を実施する。

(2) 評価区分

上記(1)ア～ケに定める基準ごとの配点を下記のとおりとして、それぞれ5段階評価を行う。

評価区分

評価基準項目	優秀	良	普通	やや劣	劣
① 事業者及び提案パッケージ	8 点	6 点	4 点	2 点	0 点
② システム障害対応	12 点	9 点	6 点	3 点	0 点
③ セキュリティ対策・安全性	12 点	9 点	6 点	3 点	0 点
④ 新システムへの移行計画	12 点	9 点	6 点	3 点	0 点
⑤ システムの操作性	12 点	9 点	6 点	3 点	0 点
⑥ システムの拡張性・法改正対応	8 点	6 点	4 点	2 点	0 点
⑦ データ移行	8 点	6 点	4 点	2 点	0 点
⑧ 提案における創意	8 点	6 点	4 点	2 点	0 点
⑨ プレゼンテーション・ヒアリング	8 点	6 点	4 点	2 点	0 点

上記（１）コに定める基準の配点を下記のとおりとする。

システム導入価格 及び保守価格	・ 12点×（最低価格提示事業者見積額／当該事業者見積額） ※小数点以下切捨て
--------------------	--

（３）評価点数の集計方法

- ・ 審査員の持ち点は 1 人当たり合計 100 点満点として評価するものとする。
- ・ 総体的評価点の合計は 1,100 点満点とする。

（４）審査員（審査会）

- ・ 副市長、政策部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、総務部総務課法務文書係長、総務部総務課財政係長、会計課出納係長 計 11 名

3 配点

区分ごとの評価点の配点は、以下のとおりとする。

	区 分		配 点	
個別機能評価	①	システム全般	1,100 点	
	②	統合基盤システム		
	③	データ移行		
	④	過年度データ		
	⑤	財務会計システム		
	⑥	文書管理システム		
	⑦	電子決裁		
審査員評価	①	事業者及び提案パッケージ	88 点	1,100 点
	②	システム障害対応	132 点	
	③	セキュリティ対策・安全性	132 点	
	④	新システムへの移行計画	132 点	
	⑤	システムの操作性	132 点	
	⑥	システムの拡張性・法改正対応	88 点	
	⑦	データ移行	88 点	
	⑧	提案における創意	88 点	

	⑨	プレゼンテーション・ヒアリング	88 点	
	⑩	システム導入価格	132 点	
総評価点			2,200 点	